



弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル5階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ -

第15号 (平成23年9月8日号)

裁判員制度とは

平成21年5月21日から裁判員制度が始まりました。

裁判員制度とは、刑事裁判に、国民のみなさんから選ばれた裁判員が参加する制度です。

対象となる事件について

裁判員制度の対象となる事件は、代表的なものをあげると、次のようなものがあります。

- ・殺人
- ・強盗致死傷
- ・傷害致死
- ・危険運転致死
- ・現住建造物等放火

裁判員の仕事について

裁判員は、刑事裁判の審理に出席し、事件についての証拠を見聞きします。

審理が終了したら、裁判員と裁判官は、法廷で見聞きした証拠にもとづいて、被告人が有罪か無罪か、また有罪の場合はどのような刑罰を宣告するかについて、議論をして決定します。全員一致の結論が出ない場合は、多数決になります。

「無罪の推定」とは

「無罪の推定」とは、犯罪を行ったと疑われて、捜査や刑事裁判を受ける人について、刑事裁判で有罪が確定するまでは「罪を犯していない人」として扱わなければならないとする原則です。



「疑わしきは罰せず」とは

刑事裁判で被告人を有罪にするためには、検察官が、犯罪について「合理的な疑問の余地を残さない程度の証明」をしなければなりません。

「合理的な疑問」とは、みなさんの常識に基づく疑問です。審理で見聞きした証拠をもとに、みなさんの常識に照らし、少しでも疑問が残るときは、有罪とすることはできません。

刑罰とは、科された人に重大な不利益をもたらすものですから、誤って無実の罪で罰せられることがあってはなりません。そのため、刑事裁判では慎重な判断が求められるのです。

みなさんが裁判員に選ばれた時は、被告人の供述を含む法廷に提出された証拠をじっくり検討し、犯罪が「証明」されているかどうか、慎重にご判断ください。
(紅山綾香)



法律フク★クイズ

家主から、「賃料を上げてほしい。」とか「退去してほしい。」と言われた場合、言うとおりに従うしかないのでしょうか？正解は次号で発表します。

前号のクイズの正解ですが、裁判員裁判では、一つの事件につき、3人の裁判官と6人の裁判員が裁判に参加します。前記記事も参考にしてください。



平成23年9月の

法律相談会等のご案内

●「まちかど生活相談会」

9月13日(火)・14日(水)
10時～17時／相談無料(予約不要)／場所:広島駅南口地下広場(エールエール地下広場)／電話相談も可 TEL:090-4890-1579
／問合せ先:法テラス広島 (TEL:050-3383-5485)

●「有料老人ホーム・高齢者専用賃貸住宅 トラブル110番」

9月15日(木) 10時～16時
／電話相談 TEL:0570-073-165(ゼロナヤミ イイロウゴ) ※全国共通の電話番号で、最寄りの弁護士会につながります。／主催&問合せ先:広島弁護士会 (TEL:082-228-0230)

●「中小企業に関する

無料法律相談会」

9月16日(金) 13時～15時
／相談無料(予約不要) ※電話相談不可／場所:広島弁護士会館5階会議室／主催&問合せ先:広島弁護士会 (TEL:082-228-0230)



当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、尾道支所(TEL:0848-21-0045)と大竹支所(TEL:0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

所属弁護士:二國則昭、定者吉人、大村真司、紅山綾香、見之越常治、成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)